

北名古屋市広報紙広告掲載取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、市が発行する広報北名古屋市（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2 広告の掲載位置は、広報紙の裏表紙および「暮らしの情報」コーナーの市が指定する場所とする。

2 広告の枠数は広報紙1号当たり以下のとおりとする。

(1) 裏表紙 4枠

(2) 「暮らしの情報」コーナー 4枠

3 広報紙に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が掲載することができる広告は、広報紙1号あたり1枠とする。ただし、裏表紙については広告主の数が広告枠数に満たない場合は隣り合う2枠を結合し、掲載することができる。

(広告の規格等)

第3 広告の規格、サイズ及び色数は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4 広告の掲載は、広報紙1号単位とする。

2 前項の期間については、同一年度内で複数号の掲載ができるものとする。

(広告掲載料)

第5 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。

2 広告主は、広告募集取扱業務を行わせるために市と委託契約を締結した広告取扱業者（以下「指定業者」という。）を通じて、別途市が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の募集)

第6 広告の募集は、指定業者を通じて行うものとする。

(広告主の資格)

第7 広告主は、自らの広告を掲載しようとする事業主または団体とする。

(広告掲載の申込み)

第8 広告主となることを希望する者（以下、「広告掲載希望者」という。）

は、当該広告の掲載を希望する広報紙の発行月の前々月の1日までに、北名古屋市広報紙広告掲載申込書（様式第1）に、個人事業主の場合は身分証明書、法人の場合は商業登記簿全部事項証明書、会社概要（任意様式）及び納税証明書を添えて、指定業者を通じて市長に提出しなければならない。

(広告主の選定方法)

第9 市は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載希望者を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 掲載する広告は、公共団体、公益を目的とする事業を行う事業者等その他これらに類するものが行う広告および市内に事業所を有するものが行う広告を優先する。

3 市は、過去の掲載実績や広告掲載希望者の事業内容等を考慮し、広告主を決定できるものとする。

4 前項の選定結果は北名古屋市広報紙広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2）で通知する。

5 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

6 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。

(免責)

第10 市は、天災、その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生し、広報紙への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市が広報紙への広告掲載に関して、広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11 広告主は、広告原稿を市が指定する方法で自己の負担により作成し、当該広告の掲載を希望する広報紙発行月の前月の1日までに指定業者を通じて市長に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容につ

いて、申込書の記載内容と相違していないこと並びに法令、要綱及びこの要項の規定に違反していないことを確認するものとする。

- 3 市は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこれらの内容が適当でないと認めたときは、広告主に対し、指定業者を通じて広告原稿の変更を求めることができる。
- 4 広告のデザイン及び内容等は、広報紙のイメージを損なうことのないよう、指定業者を通じて広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、北名古屋市広告掲載・不掲載決定通知書を受けた日から7日以内に北名古屋市広報紙広告掲載取下げ届(様式第3)を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により広告主が広告の掲載を取り下げた場合、市は納付済みの広告掲載料は還付しないものとし、広告主は未納の広告掲載料を納付しなければならない。

(苦情等への対応)

第13 広告主は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関し必要な事項は、市が別に定める。

別表(第3及び第5関係)

規格	サイズ	色数	広告掲載料(消費税及び地方消費税含む)
裏表紙1枠	縦130mm×横88mm	4色刷	30,000円
裏表紙2枠結合	縦130mm×横180mm	4色刷	60,000円
暮らしの情報1枠	縦50mm×横80mm	2色刷	10,000円

※市ホームページの「広報ダウンロード」ページには掲載しない。